



中小企業の経営資源の集約化に資する税制 概要・手引き

令和5年4月

中小企業庁 財務課

中小企業の経営資源の集約化に資する税制とは

- 経営資源の集約化(M&A)によって生産性向上等を目指す、経営力向上計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づいてM&Aを実施した場合に、以下の措置が活用できます。

-設備投資減税（中小企業経営強化税制）

-準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）

設備投資減税

経営力向上計画に基づき、以下いずれかの要件に該当する一定の設備を取得等した場合、投資額の10%を税額控除※ 又は 全額即時償却。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

経営資源集約化に資する設備(D類型)

M&A後に取得するもので、M&Aの効果を高める※設備

※修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画を作成し、確認を受ける必要。

生産性向上設備(A類型)

生産性が年平均1%以上向上

収益力強化設備(B類型)

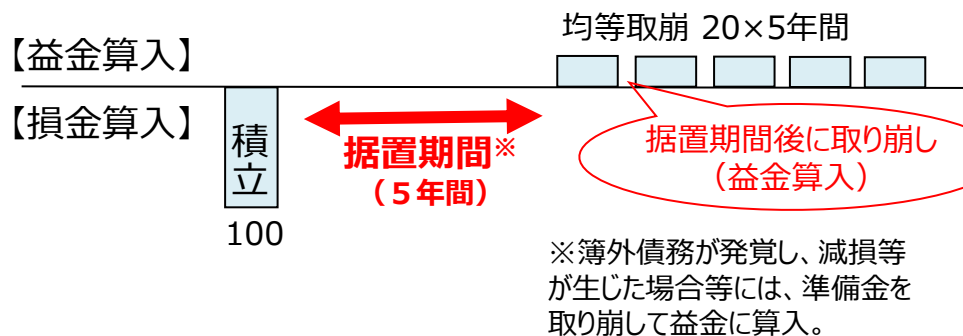
投資利益率5%以上のパッケージ投資

デジタル化設備(C類型)

遠隔操作、可視化、自動制御化を可能にする設備

準備金の積立

事業承継等事前調査に関する事項を記載した経営力向上計画の認定を受けた上で、計画に沿ってM&Aを実施した際に、M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、投資額の70%以下の金額を、準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。



本税制の対象となる中小企業

- 本税制の活用にあたっては、中小企業等経営強化法に基づく「**経営力向上計画**」の認定が必要となっており、当該計画については、「①**特定事業者等**」に該当する事業者のみ提出が可能となります。
- その上で、税制の適用を受けるためには、それぞれの税制ごとに、租税特別措置法上の「②**中小企業者等**」に該当する必要があります。

①②両方の要件を満たす必要あり

①「特定事業者等」 (中小企業等経営強化法)

- ・**常時使用する従業員数が2,000人以下**の法人または個人
- ・協同組合等※

②「中小企業者等」 (租税特別措置法)

- ・**資本金又は出資金の額が1億円以下**の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人または個人
- ・協同組合等※

ただし、大企業の子会社等に該当する場合は対象外となる等、対象は税制ごとに異なります。詳しくは、「[中小企業税制〈令和4年度版〉](#)」の各税制のページをご確認ください。

※協同組合等に含まれる組合は、制度によって異なります。詳しくは、「[中小企業税制〈令和4年度版〉](#)」の各税制のページをご確認ください。

設備投資減税（中小企業経営強化税制）【制度の概要】

- 青色申告書を提出する中小企業者等が、令和7年3月31日までの期間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%（資本金3000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。
- 特に、「経営資源集約化に資する設備（D類型）」は、M&A後の設備投資によって、修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上となる投資計画に記載された設備が対象となり、M&A後にM&Aの効果
を高める設備投資を行う際に、要件に該当する場合は当該類型を活用できます。

概要

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	<u>生産性が旧モデル比平均 1%以上向上</u> する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	・生産等設備 を構成するもの ※事務用器具備品・本店・ 寄 宿舍等に係る建物付 属設備、福利厚生施設 に係るものは該当しません。 ・国内への投資 であること ・中古資産・貸付資産 <u>でないこと</u> 等
収益力強化設備 (B類型)	<u>投資収益率が年平均5%以上</u> の投資計画に係る設備	経済 産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	<u>可視化、遠隔操作、自動制御</u> <u>化のいずれかに該当する設備</u>		器具備品（30万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	<u>修正ROA又は有形固定資産 回転率が一定割合以上</u> の投 資計画に係る設備		建物附属設備（60万円以上） ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収 集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

- ※ 1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。詳しくは「経営力向上計画策定の手引き」P23を確認してください。
- ※ 2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。
- ※ 3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。詳しくは中小企業投資促進税制のQ&A（中小企業庁）を確認してください。<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>
- ※ 4 コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除きます。
- ※ 5 働き方改革に資する減価償却資産であって、生産等設備を構成するものについては、本税制措置の対象となる場合があります。詳しくはこちらの質疑応答事例（国税庁）をご確認ください。<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/04/16.htm>

設備投資減税（中小企業経営強化税制）【各類型の要件】

以下、いずれかの要件を満たす場合に、措置が活用できます。

A類型：生産性向上設備

以下の要件を満たすことについて、工業会等の証明を受けた設備

- ① 一定期間内（右表）に販売されたモデル（最新モデルである必要はありません）
- ② 経営力の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデルと比較して年平均 1 %以上向上している設備

<設備の種類別販売時期>

設備の種類	販売開始時期
機械装置	10年以内
工具	5年以内
器具備品	6年以内
建物附属設備	14年以内
ソフトウェア	5年以内

B類型：収益力強化設備 C類型：デジタル化設備 D類型：経営資源集約化に資する設備

以下の要件を満たすことを、以下の確認機関が事前確認した上で、経済産業局の確認を受けた設備

類型	要件	事前確認機関
B類型	<u>年平均の投資利益率が 5 %以上</u> となることが見込まれる <u>投資計画に記載された設備</u>	税理士又は公認会計士
C類型	<u>①遠隔操作</u> 、 <u>②可視化</u> 、 <u>③自動制御化</u> のいずれかを可能にする設備	認定経営革新等支援機関
D類型	右表のいずれかの要件を満たすことが見込まれる投資計画に記載された設備で、経営力向上計画に <u>事業承継等事前調査</u> に関する事項の記載があり、事業承継後に取得等を行った設備	税理士又は公認会計士

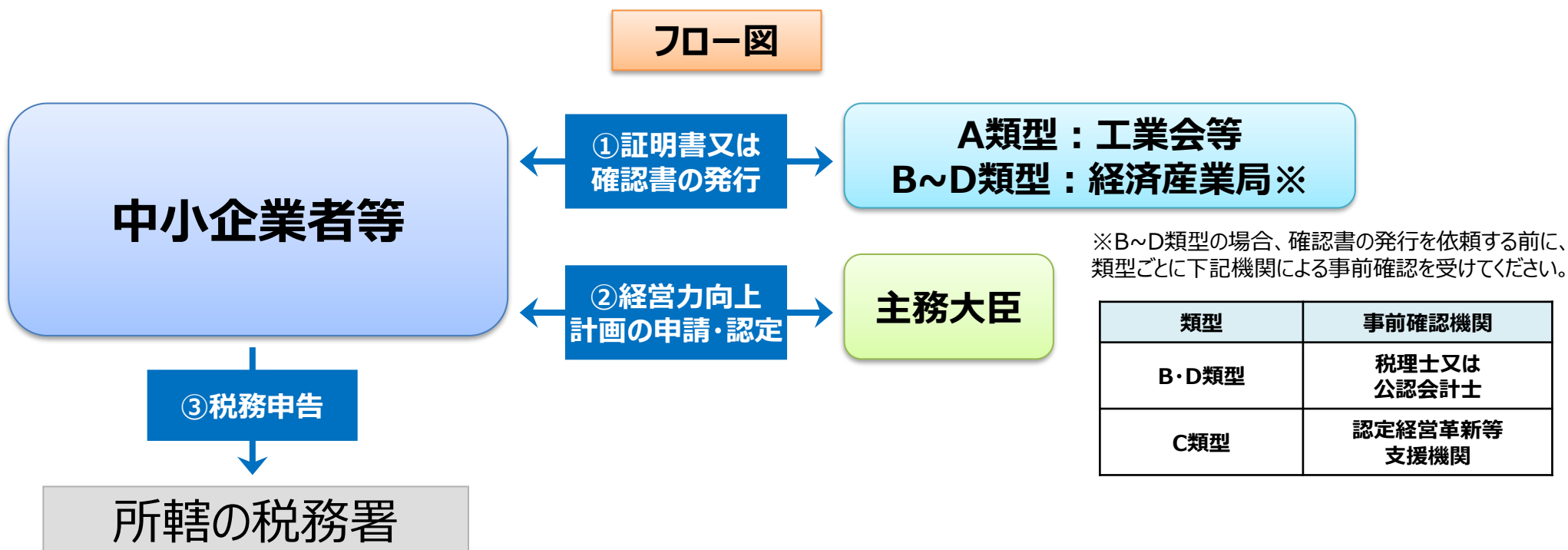
<D類型の要件>

計画期間	有形固定資産回転率	修正ROA
3 年	+ 2%	+0.3%ポイント
4 年	+ 2.5%	+0.4%ポイント
5 年	+ 3%	+0.5%ポイント

設備投資減税（中小企業経営強化税制） 【申請の流れ】

- ① 申請者は、導入を予定している設備がそれぞれの類型に該当していることについて、**工業会等**（A類型）または**経済産業局**（B～D類型）の証明・確認を受け、**工業会証明書又は確認書の交付**を受けます。
- ② ①の**証明書・確認書を添付して、経営力向上計画を主務大臣に申請**します。認定を受けた場合、主務大臣から、計画認定書と計画申請書の写しが申請者に交付されます。
- ③ 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等については、税法上の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

※**税務申告に際しては、②の経営力向上計画及び計画認定書**（いずれも写し）**を添付してください。**

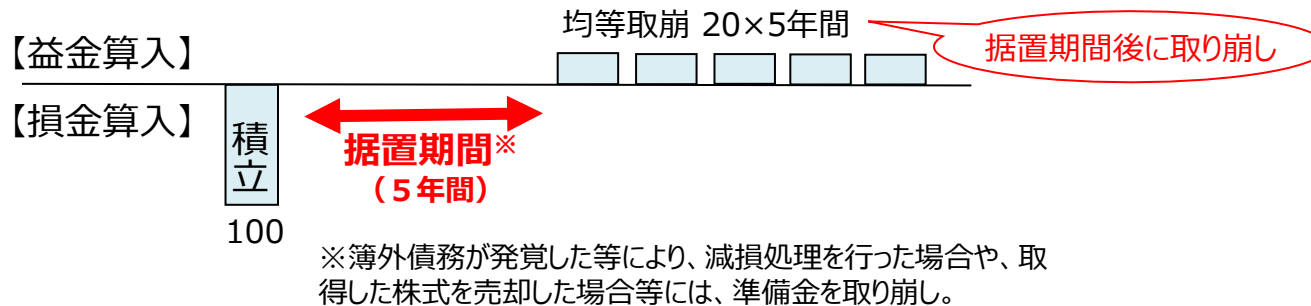


準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金） 【制度の概要】

- 中小企業者のうち、令和6年3月31日までに事業承継等事前調査（実施する予定のDD※の内容）に関する事項が記載された経営力向上計画の認定を受けたものが、株式取得によってM&Aを実施する場合に（取得価額10億円以下に限る）株式等の取得価額として計上する金額（取得価額、手数料等）の一定割合の金額を準備金として積み立てた時は、その事業年度において損金算入できる制度です。

※DD（デュー・デリジェンス）：M&Aを実施するにあたって、買手企業が売手企業に対して、財務や法務の状況について詳細に調査すること。

- ◆M&A実施時：買手企業は、株式等の取得対価の70%以下の金額を準備金として積み立て
⇒ 積立額を損金算入
- ◆取崩要件該当時：減損や株式売却等を行った場合は、準備金を取り崩す
⇒ 取崩額を益金算入
- ◆5年経過後：措置期間後の5年間にかけて均等額で準備金を取り崩す
⇒ 取崩額を益金算入



準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）【要件等】

事業承継等事前調査とは

- M&Aによる買手側が売手側に対して行う調査で、**法務、財務、税務**等の観点から、引き継ぐ経営資源について**損害が生ずるおそれがないか調査を行うもので、一般的にデュー・デリジェンス（DD）**と呼ばれています。
- 認定にあたっては、十分な事前調査を実施する予定かどうか、「**事業承継等事前調査チェックシート**」を元に確認を行いますので、計画申請時にチェックシートについても提出ください。

計画申請時にチェックシート（イメージ）

事業承継等事前調査 チェックリスト（財務・税務DD）					
大項目	中項目	小項目	一般的調査項目例	実施予定	実施予定でない場合はその理由
財務 D D ・ 税	1. 貸借対照表	①現金類	残高、残高の引き出し制限等、現金管理状況、資金繰り 等	○	
		②売上債権	売上上の売上高、取引先との取引関係、売上債権の回収可能性、売上管理の状況、受取手形の減価償却 等	○	
		③棚卸資産	棚卸資産の評価基準、評価の妥当性、仕掛品の評価・測定方法、在庫管理と実地盤算との差異、重要な棚卸資産の減価 等	○	
		④有形固定資産	減価償却方法、評価の妥当性や移転予定資産のリスト（土地・建物、機械・運搬設備等）、（不動産については）担保提供の状況、重要な有形固定資産の減価 等	○	
		⑤無形固定資産	実在性、契約書等、減価償却方法、評価の妥当性 等	○	
		⑥リース取引	会計処理基準、契約内容 等	○	
		⑦有価証券	会計方針、残高、評価の妥当性、（株券が発行されているものについては）現物管理 等	○	
		⑧デリバティブ・外貨建取引	取引の有無、会計方針、契約内容、評価の妥当性 等	○	
		⑨貸付金等	契約内容、貸付金等の回収可能性、（役員・関係会社に対する貸付金等がある場合には）取引条件の妥当性 等	○	
		⑩敷金・保証金	契約内容、敷金・保証金の回収可能性 等	○	
		⑪その他の資産	その他の資産の有無、会計方針、実在性・評価の妥当性 等	○	
		⑫仕入債権	仕入の計上基準、仕入先との取引関係、支払管理の状況 等	○	
		⑬有利子負債	借入条件（担保状況等含む）、残高、（役員・関係会社からの借入等がある場合には）取引条件の妥当性 等	○	
		⑭退職給付引当金	所属している退職金制度、（退職金支払給付が累積している場合には）支払上の十分性 等	○	
		⑮その他の負債	その他の負債の有無、会計方針、明細性 等	○	
		⑯役員報酬	役員報酬の構成要素、（定款や章程、議事録・法（税申告書等））実行済みの額や株主総会（自己株式がある場合には）保有目的・処理方法の妥当性、報酬株式・新株予約権の有無 等	○	
		⑰注記等	会計方針・重要事項、債務保証等のオフバランス取引・その影響 等	○	

行為類型

- 他の特定事業者等※1の株式等を取得するもの※2であって、事業の承継を伴う※3もの**
- ※1 **特定事業者等とは経営強化法上の特定事業者等（P2左図）を指します。**
- ※2 **事業譲渡や合併**などは、準備金の積立については**対象外**です。
- ※3 「事業の承継を伴う」取組みであることが必要であり、実質的に事業の承継といえないものは除かれます。

<対象外となるケースの具体例>

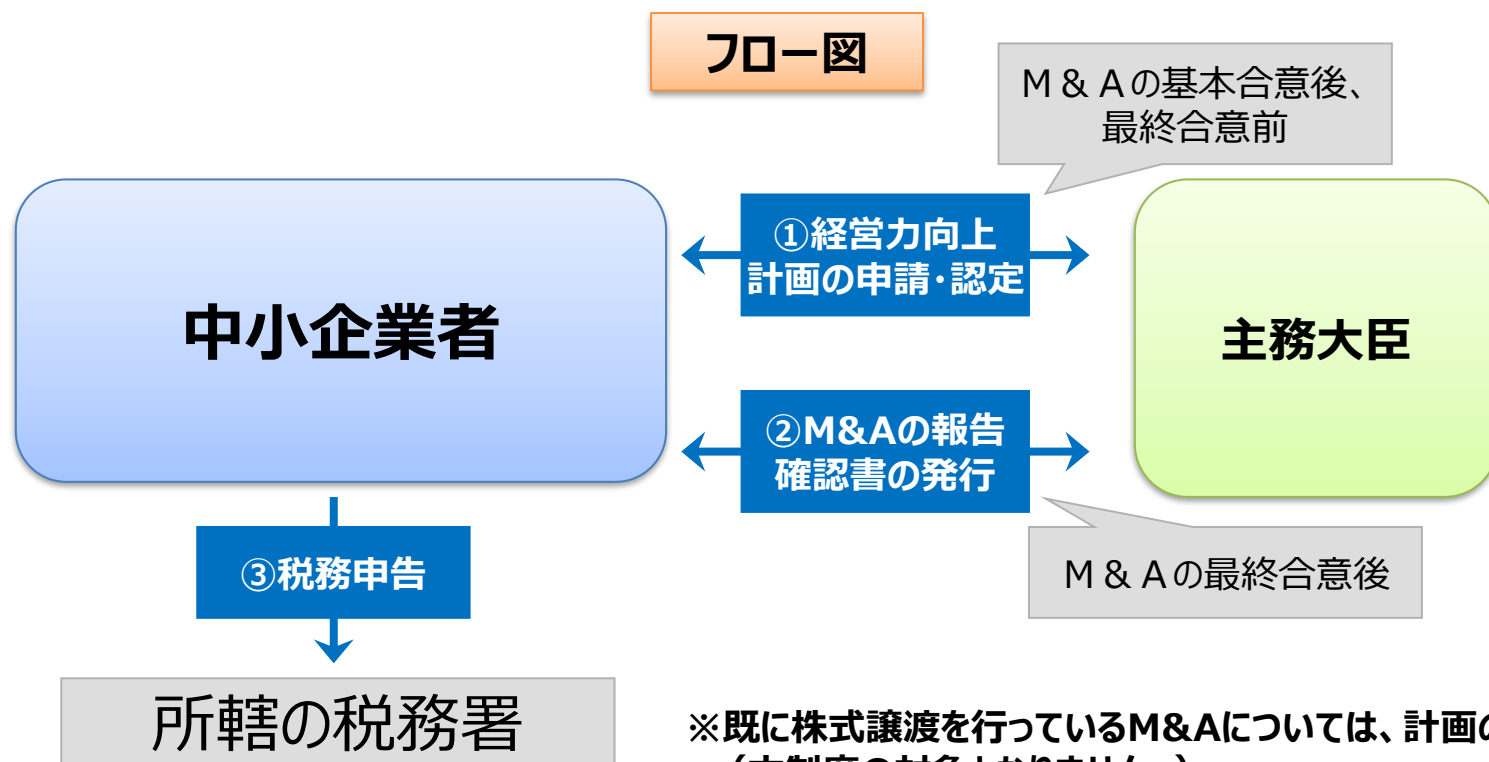
- 同一の者に支配された法人間（グループ間）での事業の移転
- 親族内での株式移転
- ※グループ内、親族内の考え方については、「[中小企業の経営資源集約化に資する税制 Q&A](#)」を参照。

取崩要件

- 経営力向上計画の認定を取り消された場合（全額）
- 取得した株式を売却等を行うことで所有しなくなった場合（全額または相当分）
- 株式を取得した法人が合併により合併法人に当該株式を移転した場合（全額）
- 取得した株式を発行する法人が解散した場合（全額）
- 取得した株式の帳簿価額を減額した場合（相当分）
- 株式を取得した法人が解散した場合（全額）
- 株式を取得した法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は取り止めた場合（全額）
- それ以外の場合において準備金を取り崩した場合（相当分）

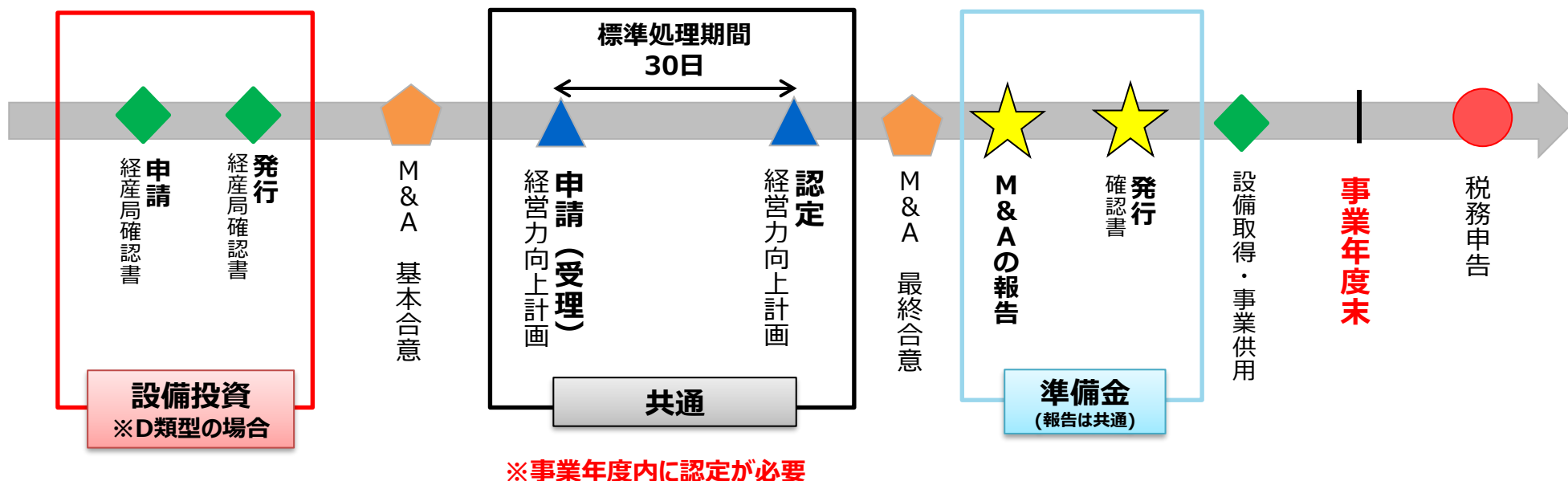
準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金） 【申請の流れ】

- ① M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に**株式取得**を含み、かつ**事業承継等事前調査の内容を記載した経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受けてください**。申請時に、併せて「**事業承継等事前調査チェックシート**」を作成し、添付してください。
- ② 認定計画の内容に従って**株式取得を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告し、確認書の交付を受けてください**。
- ③ 税法上の要件を満たす場合には、税務申告において準備金積立額について損金算入ができます。税務申告に際しては、①の申請書、①の認定書、②の確認書（いずれも写し）を添付してください。



※既に株式譲渡を行っているM&Aについては、計画の申請はできません。
（本制度の対象となりません。）

【参考】 税制措置を併用する場合の申請一覧



- ・D類型の場合、経済産業局の確認を受け、確認書の交付を受ける

※経営強化税制A～C類型を活用することも可能。

- ・経営力向上計画に、導入する設備の内容を記載
- ・申請時に証明書又は確認書を添付

- ・税務申告時には、経営力向上計画申請書の写し及び計画認定書の写しを添付。

設備投資

準備金

- ・経営力向上計画の「6.経営力向上の内容」に、M&Aによりどのように経営力を高めるか記載する
- ・経営力向上計画の「10.事業承継等事前調査に関する事項」に実施するDDの内容を記載し、「事業承継等事前調査チェックシート」を添付

- ・M&Aの実施後速やかに、様式5を用いて、事業承継等・事業承継等事前調査の内容について報告。
- ・税務申告までに、主務大臣から確認書を受領

- ・税務申告時には、経営力向上計画の申請書の写し、認定書の写し及び確認書の写しを添付

※必ずしも事業年度内である必要はない

【参考】 中小企業向け賃上げ促進税制

- 青色申告書を提出している中小企業者等が、**給与等支給総額**（企業全体の給与）を**前年度比で増加**させた場合に、その**増加額の最大40%**分を法人税額や所得税から**控除**できる制度です。
- 令和4年度税制改正において、本税制（所得拡大促進税制）が抜本拡充される際に、上乗せ措置における経営力向上計画の認定等の要件は廃止することとされましたが、M&A後に雇用者全体の給与等総額が一定以上増加するなど、中小企業向け賃上げ促進税制の要件を充足する場合は、引き続き活用が可能です。

【適用期限：令和5年度末まで】

- ✓ **雇用者全体の給与**（給与等支給総額）が**前年度比1.5%以上増加**した場合に、**その増加額の15%を税額控除**。また、**前年度比2.5%以上増加**した場合には、**30%の税額控除**。
- ✓ さらに、人的投資の要件を満たした場合には税額控除率が10%上乗せとなり、**最大40%の税額控除**。

【賃上げ要件】

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**2.5%以上**
⇒ 給与増加額の**30%税額控除※**

or

雇用者全体の給与（給与等支給総額）が
前年度比**1.5%以上**
⇒ 給与増加額の**15%税額控除※**



【上乗せ要件：人的投資】

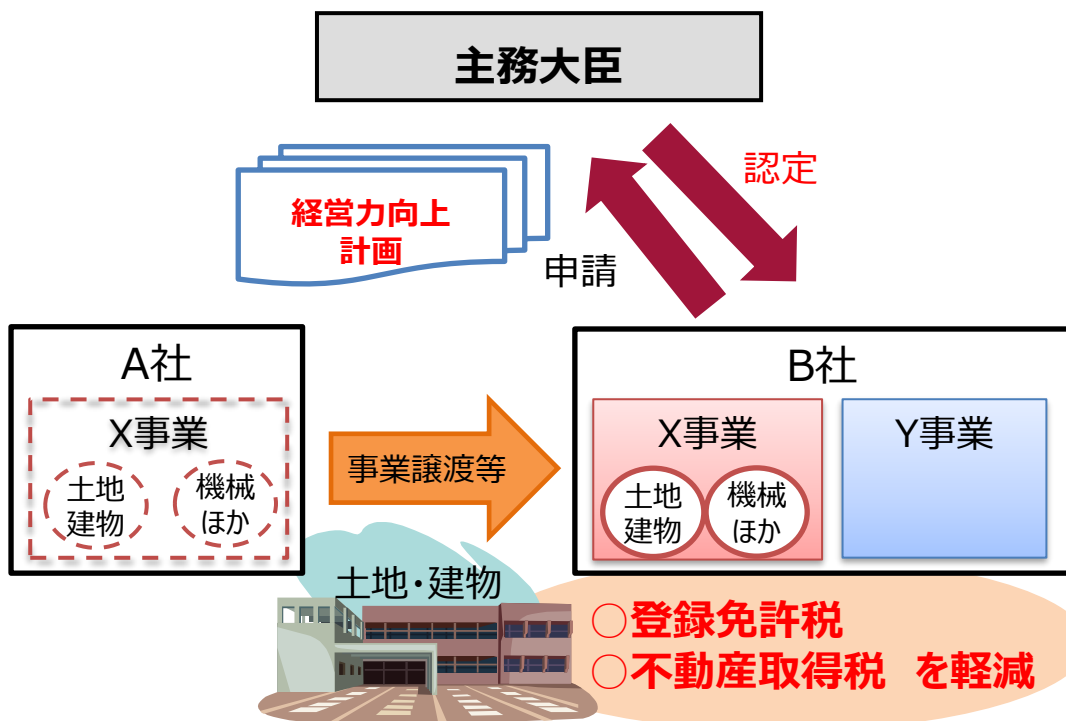
教育訓練費が
前年度比**10%以上増加**
⇒ **さらに税額控除率を10%上乗せ※**

※ 控除上限は法人税額等の20%。また、税額控除の対象となる給与等支給総額は雇用保険の一般被保険者に限られない。

【参考】登録免許税・不動産取得税の特例

- 経営力向上計画に基づき事業譲渡等を実施する場合、土地・建物に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置を活用できます。

【適用期限：令和5年度末まで】



＜登録免許税の税率＞

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の 所有権 移転の 登記	合併による移転の 登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の 登記	2.0%	0.4%
	その他の原因によ る移転の登記	2.0%※	1.6%

※令和8年3月31日まで、土地を売買した場合には1.5%に軽減。

＜不動産取得税の税率＞

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0%※1	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の 家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

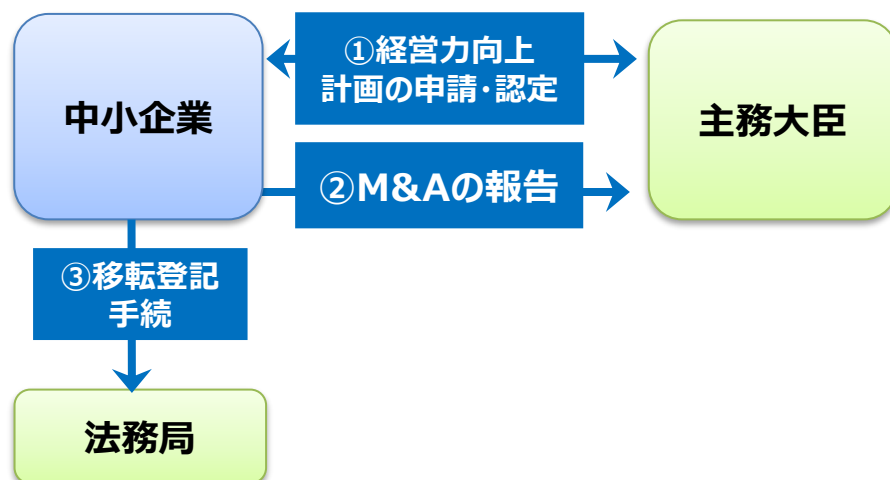
※1 令和6年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。(住宅以外の建物を取得した場合は4.0%)

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

【参考】登録免許税・不動産取得税の特例（申請の流れ）

- ① M&Aの相手方が決まったタイミング（基本合意後等）で、経営力向上の内容に合併・会社分割・事業譲渡のいずれかを含み、かつ後継者不在により事業継続が困難な中小企業からの事業承継等を含む経営力向上計画を策定し、主務大臣の認定を受ける。
→登録免許税を活用する場合、適用証明申請書を併せて提出し、認定時に適用証明書を受け取る。
→不動産取得税を活用する場合、対象となる不動産が所在する都道府県を経由して主務大臣に提出する。
- ② 認定計画の内容に従って合併・会社分割・事業譲渡を実行した後、主務大臣に対して事業承継等を実施したこと及び事業承継等事前調査の内容について報告する。
- ③ 【登録免許税】 ③移転登記手続を法務局に申請する際に①の適用証明書を添付。これにより、登録免許税の軽減が適用される。
- ④ 【不動産取得税】 ④不動産の取得に係る申告の際に、認定書の写しを添付。これにより、不動産取得税の軽減が適用される。

フロー図：登録免許税



フロー図：不動産取得税

